

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 10 日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

#### 佐賀県規則第 91 号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成 18 年佐賀県規則第 93 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成 26 年佐賀県条例第 72 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法、法に基づく命令（告示を含む。）及び条例で使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請書）

第 3 条 法第 4 条第 1 項の申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 法第 4 条第 1 項の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、知事が別に定めるものとする。

（保育所型認定こども園の認定有効期間更新申請書）

第 4 条 法第 5 条第 2 項の申請書は、様式第 2 号によるものとする。

（認定の辞退）

第 5 条 法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた者は、その認定を辞退しようとするときは、辞退の日の 3 月前までに、様式第 3 号により、知事にその旨を届け出なければならない。

（幼保連携型認定こども園の設置等の認可申請書）

第 6 条 法第 17 条第 1 項の認可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 設置 様式第 4 号

(2) 廃止又は休止 様式第 5 号

(3) 設置者の変更 様式第6号

2 前項(第2号を除く。)の申請には、法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類として知事が別に定めるものを添付しなければならない。

(身分証明書)

第7条 法第19条第2項の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

(認定こども園の変更届)

第8条 法第29条第1項の規定による届出は、様式第8号によるものとする。

(運営状況の報告)

第9条 法第30条第1項の規定による報告は、様式第9号によるものとする。

2 前項の報告は、毎年5月末日までに行わなければならない。

(食育推進計画)

第10条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもが健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項
- (2) 教育及び保育に従事する者等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項
- (3) 農業体験等を通じた自然、生き物及び食べ物に対する子どもの関心を深めるための方策に関する事項
- (4) 給食に関する印刷物等の配布、講演会の開催等を通じた保護者に対する乳幼児期からの食育の重要性についての普及啓発に関する事項
- (5) 給食における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

認定こども園認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、認定こども園の認定について申請します。

1 認定を受ける施設の名称、種別及び所在地

	施設 1	施設 2
名称		
種別		
所在地		

「種別」の欄には、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別を記載すること。

2 認定こども園の利用定員（単位：人）

	満 3 歳未満の者	満 3 歳以上の者	計	合計
保育を必要とする子ども				
保育を必要とする子ども 以外の子ども				

3 認定こども園の名称

4 認定こども園の長となるべき者の氏名

5 教育及び保育の目標並びに主な内容（別紙のとおり）

6 認定こども園が実施する子育て支援事業（別紙のとおり）

7 事業開始予定年月日 年 月 日

この様式に記載された個人情報は、認定こども園の認定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第2号（第4条関係）

認定こども園の認定有効期間更新申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、認定こども園の認定の有効期間の更新について申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

この様式に記載された個人情報は、認定こども園の認定の有効期間の更新に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第3号（第5条関係）

認定こども園認定辞退届

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項（第3項）の認定の辞退について届け出ます。

1 認定を辞退する施設の名称、種別及び所在地

	施設 1	施設 2
名称		
種別		
所在地		

「種別」の欄には、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別を記載すること。

2 辞退の理由

3 子どもの処置方法

4 辞退の日 年 月 日

この様式に記載された個人情報は、認定こども園の認定の辞退に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可について申請します。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 園長の氏名、専任又は兼任の別及び採用年月日
- 5 園地、園舎その他の設備の規模及び構造並びにその図面（別紙のとおり）
- 6 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）（別紙のとおり）
- 7 経費の見積り及び維持方法（別紙のとおり）
- 8 開設の時期 年 月 日

（注）申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、 にしを記入すること。

県では行政事務全般から暴力団等を排除するため、設置者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、設置者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第 5 号（第 6 条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可について申請します。

- 1 廃止又は休止の理由
- 2 園児の処置方法
- 3 廃止の期日又は休止の予定期間
- 4 財産の処分（廃止の場合のみ）

<p>この様式に記載された個人情報は、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
--



幼保連携型認定こども園設置者の変更認可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

（変更前の設置者）

住所

氏名

（変更後の設置者）

住所

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可について申請します。

	変更前	変更後
1 目的		
2 名称		
3 所在地		
4 (1) 園長の氏名		
(2) 専任又は兼任の別		
(3) 採用年月日		
5 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	別紙のとおり	
6 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	別紙のとおり	
7 経費の見積り及び維持方法	別紙のとおり	
8 設置者の変更の理由		
9 設置者の変更の時期	年 月 日	

（注） 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、 にレを記入すること。

県では行政事務全般から暴力団等を排除するため、設置者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、設置者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第7号（第7条関係）

（表）

第 号	
写真	身分証明書 所属 職名 氏名 生年月日
<p>上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	

（裏）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、認定こども園の変更について届け出ます。

1 変更する事項

（変更前）

（変更後）

2 変更予定年月日

3 変更理由

この様式に記載された個人情報は、認定こども園の変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

佐賀県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況を報告します。

5月1日時点の在籍者数（単位：人）

	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合計
保育を必要とする子ども				
保育を必要とする子ども 以外の子ども				

この様式に記載された個人情報、認定こども園の運営の状況の報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。